

跡見学園女子大学情報メディアセンター運営委員会規程

第1条 この規程は、「跡見学園女子大学情報メディアセンター規程」(以下、「センター規程」という。)第7条第2項に基づき、情報メディアセンター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報メディアセンター長である委員長
- (2) 学長が委嘱する委員 若干名
- 2 前項第2号による委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引続き2年を超えることができない。
- 3 前々項第2号による委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員長は、運営委員会を主宰する。

- 2 運営委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 副委員長は委員長を助ける。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

第4条 委員長は、次の各号の一に該当する場合、運営委員会を招集する。

- (1) 月一回(定例)
- (2) 委員長が必要と認めたとき
- (3) 委員の三分の一以上の要求があったとき

第5条 運営委員会は、構成員の三分の二の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第6条 運営委員会の議事は、委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7条 運営委員会は、センター規程第2条に関する事項のうち、教育、研究及び学習に関わるものを審議する。

第8条 運営委員会は、必要に応じ、期間と所管事項を定めて、臨時の専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる部員によって構成する。
 - (1) 委員である部会長
 - (2) 学長が委嘱する部員 若干名

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年4月1日施行する。